

飼料用輸入麦証明事務取扱要領

(平成13年3月31日付け12生畜第1867号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知)

(最終改正：平成23年8月31日付け23生産第4304号農林水産省生産局長通知)

第1 趣旨

「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年7月1日付け21総食第102号農林水産省総合食料局長通知。以下「SBS要領」という。）に基づき売り渡される飼料用輸入麦に係る証明（以下「証明」という。）はこの要領の定めるところによる。

第2 届出

SBS要領に基づき、政府から飼料用輸入麦を買い受けた者（以下「買受人」という。）は、買受人が所有する飼料用輸入麦（以下「売渡麦」という。）証明の実施に当たって、次に掲げるところにより届出を行うものとする。

- 1 証明の方法について、自ら行うか又はその全部若しくは一部を委託により行うかを、あらかじめ、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に届け出るものとする。

なお、届け出に際しては、単体飼料用輸入小麦、配合飼料用輸入小麦、単体飼料用輸入大麦及び配合飼料用輸入大麦の別（以下「種類用途別」という。）に異なる証明方法を選択することは、認めないこととし、また、届け出た方法については、届出後、1年間に変更を認めないこととする。

- 2 1において、自ら証明を行う旨の届出を行った買受人にあつては、証明を通年的に円滑に実施できる組織であること並びに証明に必要な技能並びに水分及び灰分を測定できる器具を有していることを示したものと並びに証明を実施する部署名、責任者名、職員名簿及び責任体制を明らかにした組織図を、1の届出とともに局長に提出するものとする。

なお、この場合、証明を実施する組織及び部署について、飼料の製造及び販売、食糧用麦の加工品の製造及び販売等、買受人の利益に直接関係する組織及び部署又は当該組織及び部署に所属する職員が証明を行ってはならない。

- 3 1において、証明の全部又は一部を委託により行う旨の届出を行った買受人にあつては、次の要件を満たすことが明らかな委託先及び委託する項目を示した書類を、1の届出とともに局長に届け出るものとする。

- (1) 買受人、運送業者、倉庫業者又は飼料製造業者との利害関係がなく、公正かつ確実に証明が実施できると認められること。
- (2) 通年的に円滑な証明が実施できると認められること。
- (3) 証明の事務を実施するために必要な技能及び器具を有していること。

- 4 証明の一部を委託する場合において、委託する項目以外の項目を買受人自ら行う場合にあつては、2の規定を準用するものとする。

- 5 買受人は、証明の際使用する証明印、証明票せん、証明証、証明済証及びはい票

せん（以下「証票類」と総称する。）を、別紙様式2から6までに掲げるものを例として作成し、当該証票類の仕様及びその使用について、あらかじめ、局長の承認を受けるものとする。

6 局長は、1から4までの規定に基づき買受人から届出のあった事項及び5の規定に基づく承認内容について、当該買受人が所有する売渡麦を加工する工場（飼料用輸入麦加工工場指定要領（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）により指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）（以下「地方農政局長等」という。）に連絡するものとする。

7 買受人は、SBS要領Ⅱの第16のただし書（SBS要領Ⅱの第17の(2)により第16の規定を準用する場合を含む。以下同じ。）により、特別売買契約ごと又は用途ごとの保管を要しない場合には、次の(1)又は(2)に掲げる事項を確実に実施するものとし、(1)については、毎年度当初に地方農政局長等への届出を行うものとする。

なお、複数の買受人が同一指定工場で売渡麦の加工を行う場合には、すべての買受人が届出を行うものとする。

(1) 特別売買契約ごとの保管を要しない場合には、次に掲げる事項の実施体制を整備し、その実施方法について証明の全部又は一部を委託された者（以下「証明委託機関」という。）による確認を受けるものとする。

① 買受人及び指定工場における毎年の確認事項

ア 在庫数量の確認方法の決定

イ 特別売買契約ごとに区分しない保管を行う原料タンクの特定

ウ 保管開始前に原料タンク内が空であることの確認（原料タンク内の在庫数量の測定が可能な施設であると証明委託機関が認めた場合を除く。）

なお、前年度の届出から継続して保管を行う場合には、当該年度内に1回の確認

② 指定工場における売渡麦受入ごとの実施事項

ア 売渡麦の受入ごとの運送に関する諸伝票等への指定工場受入年月日及び受入原料タンク名の記載

イ 単体飼料用に供される売渡麦（以下「単体用麦」という。）の工場指定要領に定める飼料用原料麦保管台帳の記載

ウ 配合飼料の原料として使用される売渡麦（以下「配合用麦」という。）の工場指定要領に定める飼料用原料麦受払台帳への保管状況の記載

③ 買受人における売渡麦受入ごとの実施事項

ア 単体用麦受入前に農産物検査法（昭和26年法律第144号）第13条に基づく検査証明書等品質が同一であることを証明する資料の証明委託機関への提出

イ 買受人又は買受人から受入確認を委託された者による単体用麦の

指定工場受入時の立会い

- (2) 用途ごとに保管を要しない場合は、次に掲げる事項の実施体制を整備し、その実施方法について証明委託機関による確認を受けるものとする。
 - ① 買受人及び指定工場における毎年の確認事項
 - ア 在庫数量の確認方法の決定
 - イ 用途ごとに区分しない保管を行う原料タンクの特定
 - ② 指定工場における売渡麦受入ごとの実施事項
 - ア 原料の搬入及び使用前後の数量の測定（(1)の保管を同時に行う場合を含む。）
 - イ 単体用麦（(1)の保管を同時に行う場合にあっては、(1)の②のイに定める台帳）及び配合用麦の工場指定要領に定める飼料用原料麦受払台帳への保管状況の記載

第3 証明実施計画書の提出

- 1 証明を自ら行う買受人又は証明委託機関（以下「証明実施機関」と総称する。）は、売渡麦について証明を実施しようとするときは、当該売渡麦の加工開始前に、別紙様式1-1から別紙様式1-3の証明実施計画書をSBS要領に基づく特別売買契約における荷渡指図書（以下「契約種別」という。）の交付別（以下「契約種別」という。）に作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 証明実施計画書の記載事項に変更が生じたときは、証明実施機関は、速やかに地方農政局長等に当該変更事項についての届出を行うものとする。

第4 証明の実施場所

証明を実施する場所は、原則として指定工場又はその付属倉庫とする。

第5 単体飼料用輸入麦に係る証明

- 1 証明票せんの配布等
 - (1) 証明実施機関は、単体用麦の加工品を証明しようとする場合において、当該証明の対象となる単体用麦の加工品が飼料輸送専用車又はフレキシブルコンテナにより輸送する形態（以下「バラ」という。）で出荷（以下「バラ出荷」という。）されることとなるものであるときは、あらかじめ、指定工場の代表者に必要枚数分の証明票せん（第2の5の規定に基づき局長の承認を受けた証明票せんをいう。以下「証明印」、「証明証」、「証明済証」及び「はい票せん」において同じ。）を配布しておくものとする。
 - (2) 証明実施機関及び指定工場代表者は、証明票せん受払台帳を備え、証明票せんの配布又は使用の都度これに記入するものとする。
 - (3) 証明実施機関及び指定工場代表者は、証明印押印台帳を備え、証明印の押印又は単体用麦の証明完了の都度、証明印の押印数量をこれに記入するものとする。
- 2 バラ出荷設備の設置
指定工場代表者は、単体用麦の加工品をバラ出荷しようとする場合は、証明実施

機関の確認を受けた次の設備を備え付けるものとする。

(1) バラ出荷専用製品タンク

- ① 加工品を加工形態別に収容し、かつ加工形態別の収容力がそれぞれバラ出荷予定数量の3日以上あること。
- ② 加工品の搬入口の直前の位置に証明用試料の採取口があること。
- ③ 加工品の搬入口を閉鎖し、封印することが可能な装置があること。

(2) 自動計量器

- ① 精度が1,000分の1以上のものであって、単体用麦の加工品専用のものであること。
- ② 計量回数の自動記録装置及び試測装置があること。

3 証明準備

証明実施機関に所属し、証明を実施する者（以下「証明実施者」という。）は、単体用麦の加工品の証明を実施する前に、次に掲げるところにより、証明準備及び証明に必要な試料の採取を行うものとする。

この場合において、証明実施者は、必要に応じ証明準備を指定工場代表者に行わせることができるものとする。

(1) 加工品の包装・量目

次のいずれかの方法により、加工品の包装を行うものとする。

- ① 紙袋詰め（正味20キログラム）
- ② バラ

(2) 包装容器の表示

- ① 紙袋詰めの場合にあっては、あらかじめ、包装容器に次の事項を明確に印刷して表示するものとする。

- ア 買受人名
- イ 指定工場名
- ウ 加工形態（大麦にあってはばん砕、ひき割、皮むき圧ぺん及び皮付き圧ぺんの別、小麦にあっては加熱圧ぺん）
- エ 加工形態が皮むき圧ぺんの場合は、製品歩留り
- オ 正味重量
- カ 証明証
- キ その他局長が指示する事項

- ② バラの場合にあっては、証明済証を飼料輸送専用車又はフレキシブルコンテナに添付するものとする。

(3) 証明ロットの編成

原則として、委託者別、契約種別、積来本船及び加工形態別に区分して編成するものとする。ただし、単体飼料用輸入大麦の外皮については、委託者別及び契約種別に区分して正味重量を確認することができるよう編成するものとする。

なお、証明済加工品と未証明加工品とは明確に区分して編成するものとする。また、S B S 要領第Ⅱの第16のただし書により、特別売買契約ごとの保管を

要しない単体用麦については、あらかじめ第2の7の(1)の③のアにより、品質が同一であることを確認するものとする。

(4) 証明ロットの表示

紙袋詰めの場合は、証明ロットごとにはい票せんを添付するものとする。

4 証明方法

証明実施者は、第3の1により作成した証明実施計画書に基づき、単体用麦の全量加工の確認及び当該加工品の証明を次に掲げるところにより行うものとする。

この場合、証明実施者は、加工品が完全に放冷した後において証明を実施するものとする。

また、単体用麦の受払数量については工場指定要領に定める飼料用原料麦保管台帳、飼料用原料麦受払台帳、単体用麦の指定工場受入年月日及び受入原料タンク名が記載された運送に関する諸伝票等と単体用麦の在庫数量とを、加工数量については工場指定要領に定める加工及び加工品受払台帳と加工品の数量並びに加工品の出庫台帳及び証明印の押印数量とを、ばん砕加工品（単体小麦をばん砕し、一般ふすま（政府から買い受けた飼料用輸入小麦以外の小麦から製造されたふすまをいう。以下同じ。）を混合する前のものをいう。以下同じ。）の数量については工場指定要領に定める加工及び加工品受払台帳とばん砕加工品の数量とを、外皮の除去については外皮受払台帳と外皮数量とを、一般ふすまの混合割合については加工及び加工品受払台帳と一般ふすまの受入伝票等とを照合し、その確認を行うものとする。

なお、証明実施機関は、在庫数量の確認方法について、あらかじめ指定工場ごとに確認しておくものとする。

(1) 加工品の数量の確認

① 紙袋詰め加工品の数量の確認は、証明ロットごとの袋数に当該証明ロットの平均正味重量を乗じて得た数量により行うものとする。

この場合の平均正味重量は、原則として証明ロット袋数の1%（1ロットの袋数が100袋未満のときは、抽出袋数は1袋以上とする。）に相当する標本袋を無作為に抽出し、抽出した標本袋の全数につき皆掛重量を計量の上、平均皆掛重量を算出し、これから平均風袋重量を差し引いた数値（小数点以下第2位を四捨五入したものとする。）とする。

② バラ加工品の数量の確認は、自動計量器により行い、1回の計量値に計量回数を乗じて算出するものとする。

(2) 量目の確認

量目の確認は、(1)の①により抽出した各袋の正味重量（抽出個袋の皆掛重量から平均風袋重量を差し引いた数値であって小数点以下第2位を四捨五入したものとする。）が、表示量目を確保しているかどうかを確認して行うものとし、当該正味重量が表示量目に満たないときは、買受人又は指定工場代表者にその証明ロットの全部について手直しを行わせた上、改めて確認を行うものとする。

(3) 単体飼料用輸入小麦のばん砕加工に係るばん砕加工品の数量の確認

ばん砕加工品の数量の確認は、(1)の②に準じて行うものとする。

ただし、1回の証明ロットごとにばん砕加工を行うことが明らかな場合にあっては、次による数量を単体小麦数量に加算して確認ができるものとする。

単体小麦数量×((ばん砕加工品目標水分-単体小麦水分) / (100-ばん砕加工品目標水分))

(4) 単体飼料用輸入大麦の変形加工に係る外皮の数量の確認

- ① 外皮の数量の確認は、(1)の①に準じて行うものとする。
- ② 外皮の除去割合が当該原料用大麦の5%を超えたときは、直ちに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(5) 加工形態の確認

- ① 加工形態の確認は、袋詰め加工品にあっては(1)の①による加工品数量の確認の際抽出した標本袋を開袋し採取した試料により、バラ加工品にあってはバラ出荷用製品タンクに搬入される直前に採取した試料により、適正な変形加工が実施されているかどうかを確認して行うものとする。
- ② ①の確認の結果、適正な変形加工が行われていないと認めるときは、証明実施者は、直ちに買受人又は指定工場代表者にその証明ロットの全部について再加工を行わせたとともに、改めて確認を行うとともに、この旨を地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 品位の確認

単体用麦及び加工品の品位の確認は、次に掲げるところにより水分及び灰分の測定を実施し、基準値と加工品の測定値を比較及び確認することにより行うものとする。

① 品位の基準

加工品の品位の基準は次のとおりとする。

ア 水分：15%以下とする。ただし、単体用麦の水分値が15%を上回る場合は、当該単体用麦の水分値以下とする。

イ 灰分：当該単体用麦の灰分値以下（ばん砕加工品に一般ふすまをその重量の30%以上混合した飼料（以下「単体小麦ふすま混合飼料」という。）にあっては、単体飼料用輸入小麦ばん砕加工品及び一般ふすまの灰分値を混合割合で加重平均した値以下）とする。

② 試料の抽出

ア 単体用麦からの試料の抽出については、証明対象の加工に充当された単体用麦の品質を代表するよう試料を採取するものとする。

イ 加工品の試料の抽出については、3の(3)により編成された証明ロットごとに(5)の加工形態の確認の際に開袋する標本袋から試料を採取し、当該証明ロットの加工品を代表するよう試料を合成縮分するものとする。

③ 測定

ア 水分の測定は、単体用麦については②のアの試料を、加工品については②のイの試料を130度乾燥法により測定するものとする。

なお、単体用麦の水分測定値については、当該単体用麦の外国産農産物検査証明書記載の水分値又は当該単体用麦と同一積来船によ

り輸入された麦の近隣の指定工場における測定値と比較照合する等により単体用麦を適正に代表する水分値の把握に努めるものとする。
イ 灰分の測定は、単体用麦については②のアの試料を、加工品については②のイの試料を加工数量に応じてこれを適正に代表するよう合成縮分した試料を、それぞれ燃焼灰化法により測定するものとする。

ウ 130度乾燥法及び燃焼灰化法による測定方法は、「飼料用小麦によるふすまの増産について」（昭和35年8月18日付け35畜第6659号農林事務次官依命通知）に基づき製造されるふすまの水分及び灰分の測定方法に準ずるものし、測定値は小数点以下第2位を四捨五入して得た数値とする。

④ 品位の基準水分値を上回る加工品に対する措置

証明実施者は、品位の確認の結果、加工品の水分値が①の基準値を上回る場合は、指定工場代表者に当該ロットの全量について手直しを行わせた上、改めて確認を行うとともに、この旨を地方農政局長等に報告するものとする。

(7) 全量加工の確認

証明実施者は、(1)から(6)までにより確認した結果、加工品の水分値及び灰分値と当該加工品充当の単体用麦の水分値及び灰分値を測定してそれぞれ照合した結果等を総合的に判断して、単体用麦の全量加工の確認を行うものとする。

この場合において、水分及び灰分の照合は、(6)の②のア及びイの採取試料を用いて測定した結果を比較照合し、水分値が異なる場合はその差に見合った数量の加工品が適正に生産されているかどうかを確認することとし、灰分値が(6)の①のイの基準値を上回っているときは測定結果を精査分析して原因を追及するものとする。

その結果、不適正な加工が行われていると認められるときは、直ちにその内容を地方農政局長等に報告するとともに、指定工場代表者に連絡するものとする。

(8) 証明印の押印等

① 紙袋詰めの場合にあつては、証明印を証明証の印刷された場所に明確に押印するものとする。

なお、買受人が証明の一部を委託により行った場合には、証明を行った買受人及び証明委託機関の双方の証明印を並べて押印するものとする。

② バラの場合にあつては、証明印を証明済証に押印するとともに、飼料輸送専用車又はフレキシブルコンテナの受入口及び取出口を証明票せんで封印するものとする。

第6 配合飼料用輸入麦に係る証明

1 証明方法

証明実施者は、第3の証明実施計画書に基づき、配合用麦の加工及び当該加工品の配合飼料への全量使用の証明を実施する場合は、次に掲げるところにより配合用麦の入庫数量、加工数量及び加工品の使用数量についての確認を行い、配合用麦の全量が配合飼料の原料用に使用されたかどうかについての確認を行うものとする。この場合において、関係帳簿書類と指定工場別加工数量とを照合するとともに、税関長に提出する配合飼料生産に関する報告書等を参照の上、その使用数量等の確認を行うものとする。

- (1) 入庫数量については、工場指定要領に定める飼料用原料麦受払台帳、配合用麦の運送に関する諸伝票等を照合して確認する。
- (2) 加工数量については、工場指定要領に定める飼料用原料麦受払台帳、加工及び製品受払台帳、配合用麦の工場在庫数量等を照合して確認する。
- (3) 加工品の使用数量については、配合飼料の銘柄別加工配合割合に当該配合飼料の生産数量を乗じて確認する。この場合、当該配合飼料の生産数量は、工場指定要領に定める加工及び加工品受払台帳、配合用麦を使用して製造される配合飼料における他の飼料原料の受払いが明らかな書類等並びに販売に関する帳簿を照合して確認し、必要に応じて製品の在庫数量、製品出庫台帳等を照合して確認する。

2 全量加工等の確認

証明実施者は、1の確認を行った結果を総合的に判断し、配合用麦の全量加工及び配合飼料の原料用への全量使用の確認を行うものとする。

なお、1の確認の結果、配合用麦の不適正な加工及び配合飼料への不適正な使用が行われていると認められるときは、直ちにその内容を地方農政局長等に報告するとともに、指定工場代表者に連絡するものとする。

第7 報告

証明実施者は、第5又は第6により証明を完了したときは、速やかに別紙様式7-1から7-4までの飼料用輸入麦証明結果報告書を地方農政局長等（証明実施者が証明委託機関に所属する者である場合には、地方農政局長等及び買受人）に提出するものとする。

第8 不適正加工に対する措置

- 1 地方農政局長等は、証明実施者から第5の4の(7)又は第6の2の報告があったときは、当該不適正加工を行った指定工場及び買受人から事情調書を徴し、適切な指導を行うものとし、故意又は重大な過失があると考えられるときは、局長にその状況を報告するものとする。
- 2 局長は、1の報告内容を精査して単体用麦の適正加工及び配合用麦の適正加工及びその使用の確保を図る観点から必要があると認めるときは、買受人がSBS要領に定める売渡条件に違反したものとして、飼料需給安定法第6条第2項の規定による違約金を徴収することができる。

第9 その他

その他証明事務に必要な事項については、局長が別に定めるものとする。

附 則

本通知は、平成23年9月1日から施行する。

別紙様式 1 - 1 (単体飼料用表)

飼料用輸入表証明実施計画書 (単体飼料用)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊤

平成 年 月 日 荷渡指図書交付分 (契約番号) 単体飼料用輸入 (小・大麦) の証明実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 買受人の名称
- 2 加工工場名
- 3 加工工場所在地
- 4 加工数量等

買受 (受託) 数量	加工品							備考	
	加工品の形態	加工予定 年月日	包装量目	袋数	数量	外皮の除去			証明予定 年月日
						割合	数量		
kg			kg		kg	%	kg		

- (注) 1 荷渡指図書交付日ごとに計画書を作成するものとする。
 2 契約種別及び種類別に別葉とする。
 3 証明の一部を委託により行う場合には、証明実施機関との連名で提出するものとする。

別紙様式 1 - 2 (配合飼料用麦)

飼料用輸入麦証明実施計画書 (配合飼料用)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊞

平成 年 月 日 荷渡指図書交付分 (契約番号) 配合飼料用輸入 (小・大麦) の証明実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 買受人の名称
- 2 加工工場名
- 3 加工工場所在地
- 4 加工数量等

加工しようとする (小・大) 麦		製造しようとする 配合飼料				証明予定 年月日	備 考
銘 柄	数 量	銘 柄	(小・大) 麦 配 合 割 合	製品数量	(小・大) 麦 使 用 数 量		
	kg		%	kg	kg		

- (注) 1 荷渡指図書交付日ごとに計画書を作成するものとする。
 2 契約種別及び種類別に別葉とする。
 3 証明の一部を委託により行う場合には、証明実施機関との連名で提出するものとする。

別紙様式 1 - 3 (単体小麦ふすま混合飼料)

飼料用輸入麦証明実施計画書 (単体小麦ふすま混合飼料)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊦

平成 年 月 日 荷渡指図書交付分 (契約番号) 分単体飼料用輸入小麦の証明実施計画書を下記のとおり提出します。

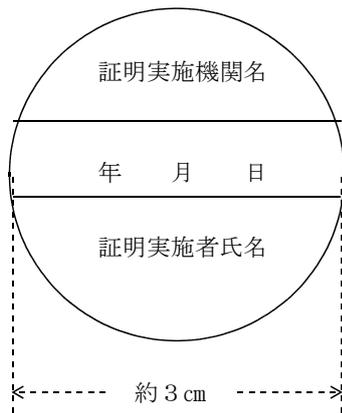
記

- 1 買受人の名称
- 2 加工工場名
- 3 加工工場所在地
- 4 加工数量等

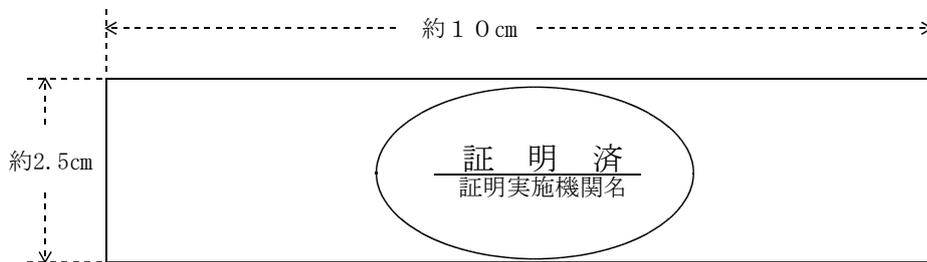
買受 (受託) 数量	加工品						備考	
	加工予定 年月日	単体飼料用 輸入小麦 ばん砕数量	一般ふすま 使用数量	混合割合		単体ふすま 混合飼料製 造数量		証明予定 年月日
				原麦加工品 (70%以下)	一般ふすま (30%以上)			
kg		kg	kg	%	%	kg		

- (注) 1 荷渡指図書交付日ごとに計画書を作成するものとする。
 2 契約種別及び種類別に別葉とする。
 3 証明の一部を委託により行う場合には、証明実施機関との連名で提出するものとする。

別紙様式 2 (証明印例)

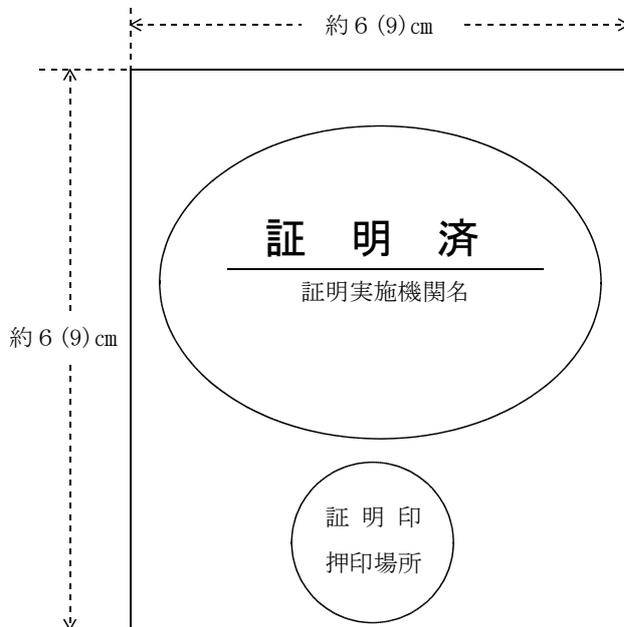


別紙様式 3 (証明票せん例 (バラ用))



- (注) 1 証明票せんは、紙質は上質の荷札紙、紙の色は淡赤色系統、マーク及び文字は濃青色系統を標準とする。
2 証明の一部を委託により行う場合には、証明実施機関名の箇所にそれぞれの機関名を明記する。

別紙様式 4 (証明証例)



- (注) 1 枠、マーク及び文字は濃青色系統を標準とする。
2 証明の一部を委託により行う場合には、証明実施機関の箇所にそれぞれの機関名を明記するとともに、証明印押印場所にそれぞれの証明印を押印する。

別紙様式 5 (証明済証例)

証 明 済 証	
買 受 人 名	
加 工 工 場 名	
譲 渡 先 名	
正 味 重 量	
加 工 形 態	
運 送 会 社 名	証 明 印
輸 送 車 No. 又はフレコンNo.	
備 考	

- (注) 1 「加工形態」欄は、ばん砕、ひき割り、皮むき圧ぺん、皮付き圧ぺん又は加熱圧ぺんの別を記入する。
 2 皮むき圧ぺんの場合は、製品歩留りを加工形態に併記する。
 3 飼料輸送専用車による場合は輸送車No、フレキシブルコンテナによる場合は当該フレキシブルコンテナのNoを記入する。
 4 証明の一部を委託により行う場合には、証明印欄にそれぞれの証明印を押印する。

別紙様式6 (はい票せん例)

は い 票 せ ん

買 受 人 名	
見積合せ又は荷渡指 図書交付年月日	
加 工 形 態	
包 装	
量 目	kg
数 量	袋 kg
備 考	

(注) 備考欄には、参考事項（銘柄、船名等）を記入する。

別紙様式 7-1 (単体飼料用輸入小麦)

単体飼料用輸入小麦証明結果報告書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊤

平成 年 月 日荷渡指図書交付分(契約番号)の単体飼料用輸入小麦加工品の証明結果を下記のとおり報告します。

記

買受人の名称

加工工場名	引渡(受託)数量 A	加工品				品位 (%)				引当原麦数量の値 E	増欠減割合 (%) $\frac{E-A}{A}$	変形加工の適否	加工完了日	証明完了日	備考	
		形態	量目	袋数	数量 B	水分		灰分								
						原麦 C	加工品 D	原麦	加工品							
	kg		kg		kg											

- (注) 1 Eは、 $B \times \frac{100-E}{100-D}$ とする(百グラムの位を四捨五入して、キログラムにとどめる。)
 2 再証明を実施したものについては、備考欄にその旨を記入する。
 3 証明の一部を委託により行った場合には、証明実施機関との連名で報告するものとする。

別紙様式 7-2 (単体飼料用輸入大麦)

単体飼料用輸入大麦証明結果報告書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊟

平成 年 月 日 荷渡指図書交付分(契約番号) 単体飼料用輸入大麦加工品の証明結果を下記のとおり報告します。

記

買受人の名称

加工工場名	買受(受託)数量 A	加工品				外皮				品位 (%)				引当原麦数量の値 F	増欠減割合 (%) $\frac{F-A}{A}$	変形加工の適否	加工完了日	証明完了日	備考
		形態	量目	袋数	数量 B	外皮	夾雑物	計 C (ア+イ)	割合 $\frac{C}{A}$	水分		灰分							
										原麦 D	加工品 E	原麦	加工品						
	kg		kg		kg		kg												

- (注) 1 Fは、 $B \times \frac{100-E}{100-D} + C$ とする(百グラムの位を四捨五入して、キログラムにとどめる。)
- 2 再証明を実施したものについては、備考欄にその旨を記入する。
- 3 証明の一部を委託により行った場合には、証明実施機関との連名で報告するものとする。

別紙様式 7-3 (配合飼料用麦)

飼料用輸入麦証明結果報告書 (配合飼料用)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊟

平成 年 月 日 荷渡指図書交付分 (契約番号) 配合飼料用輸入 (小・大麦) の証明結果を下記のとおり報告します。

記

買受人の名称

加工工場名	買受 (受託) 数量 A	加工 数量 B	配合飼料生産			加工品 使用の 適否	欠減 割合 $\frac{A-E}{A}$	使用 完了 年月日	証明 完了 年月日	備考
			数量 C	(小・大) 麦配合割合 D	(小・大) 麦使用数量 $E = C \times D$					
	kg	kg		%	kg		kg			

- (注) 1 契約種別及び種類別に別葉とする。
 2 証明の一部を委託により行った場合には、証明実施機関との連名で報告するものとする。

別紙様式 7-4 (単体小麦ふすま混合飼料)

単体飼料用輸入小麦証明結果報告書 (単体小麦ふすま混合飼料)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

証明実施機関の名称、証明実施者の職名及び氏名 ㊟

平成 年 月 日荷渡指図書交付分 (契約番号) の単体飼料用輸入小麦加工品の証明結果を下記のとおり報告します。

記

買受人の名称

加工工場名	引渡(受託)数量 A	原麦加工品 (ばん砕加工) 数量 B	一般ふすま 使用数量 C	単体小麦ふすま 混合飼料 (製品)						品 位				
				形 態	量 目	袋 数	数 量 D	混合割合 (%)		水分 (%)				
								原麦加工品 E	一般ふすま F	原麦 G	一般ふすま H	原麦加工品 I	製 品 J	
	kg	kg	kg		kg		kg							

品 位				増 欠 減		加工完了日	原麦変形加工の適否	証 明 完 了 日	備 考
灰 分 (%)				数 量 K	割 合 (%) L				
原 麦	一 般 ふ す ま	原 麦 加 工 品	製 品						

(注) 1 Bは、 $A \times \frac{100-G}{100-I}$ とする (百グラムの位を四捨五入して、キログラムにとどめる。)

2 Kは、 $D \times \frac{100-J}{((100-I) \times E\%) + ((100-H) \times F\%)}$ とする (百グラムの位を四捨五入して、キログラムにとどめる。)

3 Lは、 $100 \times \frac{K-(A+C)}{A+C}$ とする

4 混合割合については、地方農政局長に報告した割合と一般ふすまの使用数量と受入伝票等関係帳簿と照合の上、確認し、判定を行うものとする。

5 原麦変形加工の適否については、製造された単体小麦ふすま混合飼料の水分値、灰分値及び増欠減割合等を総合的に判断して行うものとする。

6 再証明を実施したものについては、備考欄にその旨を記入する。

7 証明の一部を委託により行った場合には、証明実施機関との連名で報告するものとする。